子どもに関する各種手当

子育て支援課　☎66-1108

児童手当　ID 0012123

対　象	中学校卒業までの児童を養育している方	
支給期間	申請の翌月～15歳に達する年度の３月	
手当月額（児童１人につき）	３歳未満または第３子以降（３歳以上～小学校修了前）	15,000円
	第１子・第２子（３歳以上～小学校修了前）または中学生	10,000円
	所得制限限度額以上　所得上限限度額未満	5,000円
	所得上限限度額以上	０円
支給月	２・６・10月	

※現在受給していなくても令和４年中の所得によって対象となる場合があります。市民税課税通知書など受け取り後15日以内に手続きしてください。申請日の翌月から支給します。

ひとり親手当

	児童扶養手当 ID 0012063	市遺児手当 ID 0012066	県遺児手当 ID 0012064
対　象	離婚・未婚・死亡などによりひとり親家庭となった18歳到達年度末までの児童を監護している母や、監護し生計を同じくする父または養育者（父や母に重度の障がいがある場合なども対象になることがあります）		
支給期間	申請の翌月～18歳に達する年度の３月（県遺児手当は申請月から５年間のみ）		
手当月額（児童１人につき）	10,410円～44,140円（所得により判定）※所得に応じて２人目以降は加算あり	2,000円	１～３年目は4,350円 ４・５年目は2,175円
支給月	１・３・５・７・９・11月		

※所得制限により支給停止になる場合があります。
※公的年金を受給している方は手当により差額支給や支給対象外となります。

特別児童扶養手当　ID 0012247

対　象	身体・知的発達または精神などに中度または重度の障がいを有する20歳未満の児童を養育している父・母・養育者	
支給期間	申請の翌月～20歳の誕生日の前日の属する月	
手当月額（児童１人につき）	１級	53,700円
	２級	35,760円
支給月	４・８・11月	
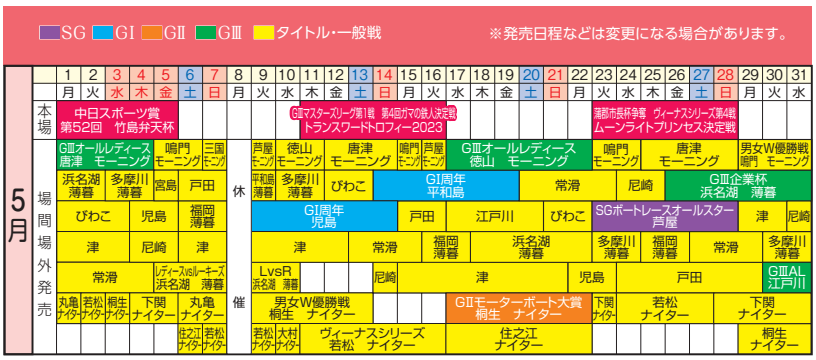
※所得制限により支給停止になる場合があります。
※児童が施設入所している場合などは支給対象外となります。